

2019年3月4日

各位

maneoマーケット株式会社

### 業務改善命令に基づく改善策の経過報告

当社は平成30年7月13日に関東財務局より業務改善命令を受けたところ、当該業務改善命令の内容の一つに、金融商品取引事業者として必要な営業者の選定・管理に関する業務運営態勢等を再構築することがございます。

金融商品取引・金融仲介機能の観点から営業者自身が投資家保護のために万全の措置を講じること、ソーシャルレンディングの社会的な意義に適合するファンドを営業者が組成・運用することなどの重要性を踏まえ、当社は、営業者の選定・管理を実施するために必要な業務運営態勢や内部管理態勢の再構築を進捗させるとともに、営業者の選定・管理のため基準の策定に取り組んで参りました。当社は、この度、下記を骨子とする営業者の選定・管理に係る基準を策定し、当社の社内規程としての運用を開始いたしましたので、ご報告いたします。

#### 記

- ①既存の金融機関等がカバーしきれない業界・地域への融資を通じて経済の活性化を促すことができること
- ②投資家の資金を利用する事業者として、法令等を遵守し、十分な社会性・公共性を有する融資を実行できること
- ③投資家保護の視点をもって、適切なリスク分析能力、内部のチェック・牽制態勢等を構築していること

現在、既存の営業者の管理も含め再発防止策の策定・定着に取り組んでおりますが、今後、業務運営態勢や内部管理態勢を継続的に検証し、より一層の強化を図るなどして引き続き全社をあげて再発防止に向けた取り組みを進めて参ります。

以上